

公 告

次のとおり、企画公募を行います。

1. 企画公募に付する事項

- (1) 件名 東京医科歯科大学駿河台地区土地活用事業
- (2) 貸付不動産の表示
[土地] 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番6 545.60㎡
- (3) 貸付方式 対象不動産に一般定期借地権（期間：60年）を設定し、事業者に貸付
- (4) 応募方法

本学は、国立大学法人法第三十四条の二における土地等の貸付を行うため、国立大学法人の土地であることを理解し、周辺環境にも配慮した建物を建設・運営する事業者を、企画公募にて選定する。本公募参加にあたっては、別途配布する公募要項等の記載内容に基づき、必要書類を提出すること。

2. 企画公募参加資格

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第 17 条及び第 18 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の各号のすべてに該当する者であること。
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - ⑥ 前号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (3) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 本事業に関する支援業務を委託しているみずほ信託銀行株式会社と資本面もしくは人事面において関連のある者が参加していないこと。
- (5) その他本学が契約相手方として不適当と認めた者でないこと。

3. 参加資格審査申請書の提出場所等

- (1) 参加資格審査申請書等の提出場所、契約条項等を示す場所、公募要項交付場所及び問い合わせ先
【公募要項交付場所・参加資格審査申請書及び提案書の提出場所】
〒113-8510 東京都文京区湯島一丁目5番45号
国立大学法人東京医科歯科大学財務部財務企画課資産活用係
電話：03-5803-5032
- (2) 公募要項の交付方法
本公告の日から(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 参加資格審査申請書の提出期限
2019年5月31日(金) 17時00分
- (4) 参加資格審査の結果通知
2019年6月5日(水)
- (5) 提案書の提出期限
2019年7月5日(金) 17時00分
- (6) 優先交渉権者の決定
2019年8月下旬頃(予定)

4. その他

- (1) 契約保証金 要
- (2) 応募者に要求される事項
この企画公募に参加を希望する者は、参加資格審査申請書及び企画公募参加資格を有することを証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。なお、参加資格を満たしていることが確認できた応募者については事業の実施内容に関する企画提案書を提出期限までに提出しなければならない。その他、応募者は、学長から当該書類に関し説明を求められた場合には、応募者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 企画提案書の無効
本公告に示した企画公募参加資格のない者の提出した企画提案書、応募者に要求される事項を履行しなかった者の提出した企画提案書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約相手方及び契約条件の決定方法
事業の実施内容に関する企画提案及び応募者の経営等の健全性等を評価し、優先交渉権者を決定する。その後、本学と優先交渉権者との間で、契約条件等について協議のうえ、必要な各種契約締結等を規定する基本協定書を締結する。
- (6) その他 詳細は、公募要項による。

2019年4月15日

国立大学法人東京医科歯科大学